

▽ 青色申告のおもな特典は

○ 家族従業員に支払う給与

事業を営んでいる人と生計をいっしょにしている配偶者や15才以上の親族で、その事業にもっぱら従事している人に支払った給与は必要経費になります。給与の額は、仕事の内容や従事の程度にふさわしい額であることが必要です。

○ 店主の受取る報酬（事業主報酬）

税務署に届出書を出すことによって、個人事業を法人（会社）とみなし、会社の社長と同じように店主は、お店から報酬を受けることができます。

〈以上の2つの届出書は、税務署に用意してあります〉

○ 青色申告控除

事業主報酬を受けない青色申告者には、一率10万円の青色申告控除（所得から差引く）が認められます。

※この金額は、今時、わずかな金額と思いになるかもしれません、所得（利益）から控除しますので、売上高に換算すれば相当な金額になります。

○ 赤字の繰越控除

商売が計画どおりいかなくて、その年の所得が赤字になった場合は、翌年以降3年間の利益から、順次、繰越控除ができます。

○ 更正の制限

帳簿調査をしないで推計課税による更正を受けることはありません。また、税務署が更正する場合には更正通知書にその理由を必ず記載することになっています。

